

2012年11月9日

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成24年11月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を実施いたします。

2. 自己株式の取得内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	11,800,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.52%)
(3) 株式の取得価額の総額	7,906,000,000円(上限)
(4) 取得する期間	平成24年11月12日(予定)
(5) 取得する方法	自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

(ご参考) 平成24年9月30日時点の自己株式の保有状況

(1) 発行済株式総数(自己株式を除く)	335,028,781株
(2) 自己株式数	7,569,381株

このリリースに関するお問い合わせ先
横浜ゴム(株) 広報部 担当: 石塚
TEL: 03-5400-4531 FAX: 03-5400-4570